

3月号 (522号)

I

【事実】

- 1 平成16年7月、Aは父Bから土地甲を相続し、登記を具備した。
- 2 令和2年4月、CはAの代理人として、DのE会社に対する債権（以下「本件被担保債権」という）を被担保債権とする抵当権を甲に設定する抵当権設定契約（以下「本件設定契約」という）を締結し、Dは抵当権設定登記を具備した。
- 3 DはEの取引先であり、本件被担保債権はDE間の売買代金債権であった。
- 4 本件設定契約当時、CはAの夫でありEの代表取締役を務め、また、Aに無断で自宅からAの実印や甲の登記済証を持ち出し、Aの委任状を偽造する等して抵当権設定登記に必要な書類をDに交付したが、AはCにいかなる代理権も与えていなかった。
- 5 令和5年6月、AはDに対し、本件設定契約に係る抵当権設定登記について抹消登記手続を求めて訴訟を提起した。

(1) 【事実】1から5までを前提に、Aの請求が認められるか論じなさい。

II 【事実】3から4までの代わりに、以下の【事実】6から8までの経緯があった。

- 6 Dは銀行であり、本件被担保債権はDのEに対する貸金債権であった。
- 7 本件設定契約当時、Aは未成年であった。Aの母Cは、夫Bが死亡したため、Bの弟Fを頼りとしていたところ、Fから甲を、Fが代表取締役を務めるEのDに対する債務の担保とすることを頼まれ、これを承諾した。Eの借入れはEの事業のためのものであり、借入金がAのために使用されるものではないことをDの担当者は知っていた。
- 8 令和4年6月、Aは成人した。

(2) 【事実】1から2まで、及び5から8までを前提に、Aの請求が認められるか論じなさい。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

2月号 (521号)

I

【事実】

- 1 卸売会社の経営者 A は、利用していた理容室に勤務していた B と知り合い、不倫関係になった。その後、B は、A に配偶者と子のあることを知ったが A との関係を継続した。
- 2 A は不倫関係を継続する目的で B に理髪業を営ませながら自活の道を講じさせようと、適当な物件を探していたところ、ある駅前の店舗兼住宅甲が売りに出されていることを知った。甲は、その敷地所有者 C の所有する建物であったが、C が店を閉めることにしたため売りに出されたものであった。A は、甲が古い建物であったことから、C と話し合い、甲を買い受けた後これを取り壊して新たに店舗兼住宅を建築すること、新しい建物には B が居住して理容室を営業することについて承諾を得た。A は、甲の所有権取得登記をし、敷地についても自己の名義で C と賃貸借契約を締結したが、それは B 名義を用いると贈与税を課されるおそれがあったためであり、真意は B に建物を贈与する趣旨であり、B もそれを認識していた。
- 3 A は、甲の取壊しと新たな建物の建築を建築業者に請け負わせ、新しい店舗兼建物乙が完成したので、その所有権保存登記をしないままこれを B に引き渡した。
- 4 B は乙で理容室を開業したが、1年後 AB の間は不和となった。
- 5 A は、B に対して乙の明渡請求訴訟を起し、この訴訟を有利に導くため、乙の所有権保存登記をした。そこで、B は A に対して、乙の所有権移転登記を求める反訴を起した。

【事実】1から5までを前提に、次の問いに答えなさい。

- (1) AB 間の法律関係について論じなさい。

II 【事実】5に代えて、【事実】6から7までの経緯があった。

- 6 A は、乙を、自分の所有する建物であるとして D に売却し、D は乙の所有権移転登記を具備した。
- 7 D は、B に対して乙の明渡請求訴訟を起した。

【事実】1から4まで、および6から7までを前提に、次の問いに答えなさい。

- (2) D の請求が認められるか論じなさい。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

1月号 (520号)

I

【事実】

1 小中併設校 α の校庭の南側には高さ 1.3m の門扉のある南門があり、その左右に同じ高さのフェンスが設置されていた。また、校庭の南側に沿って幅 2m の側溝と交通量の少ない道路（以下「本件道路」とする）が延び、南門と本件道路の間の側溝上には橋が架かっていた。

2 α は放課後、児童らに校庭を開放していた。

3 AB の子で α に通う C (11 歳) は放課後、度々校庭で友人らとドッジボールをしていた。AB はそのことを知り、周囲に気を付けるよう C に注意をしたことがあった。

4 ある放課後、校庭で C の投げたドッジボールの球が南門の門扉を越えて橋の上を通り、本件道路に転がり出し、バイクで走行中の D がこれを避けようとして転倒した。

5 D は左足を骨折した。

【事実】 1 から 5 を前提に、次の問いに答えなさい。

(1) D の ABC に対する治療費の損害賠償請求は認められるか。

II 【事実】 3 及び 4 に代えて以下の【事実】 7 及び 8 の経緯があったほか、【事実】 6 及び 9 から 10 までの経緯もあった。

6 α の校庭は狭く、野球ボールが度々校庭から飛び出して近隣住民から苦情を受けたため、 α は校庭での野球を禁止していた。

7 AB の子で α に通う C (15 歳) は放課後、度々校庭で友人らと野球をしていた。そのことで AB は α から注意を受けたが、C には何も言わなかった。

8 令和 4 年 2 月 25 日の放課後、校庭で C の投げた野球ボールが本件道路へ飛び出し、バイクで走行中の D にぶつかり、D が転倒した。

9 令和 5 年 2 月 27 日、D (当時 44 歳) の骨折は左足関節の障害を残して症状が固定した。大工であった D は、この障害のため以前のように働けなくなった。

10 令和 5 年 4 月 28 日夜、自宅の火災で就寝中の D が死亡し、妻 E が D を単独で相続した。

【事実】 1 及び 2、並びに 5 から 10 までを前提に、次の問いに答えなさい。

(2) E の ABC に対する D の治療費、及び D の症状固定時から 67 歳までを就労可能期間として算定した後遺障害による逸失利益の損害賠償請求は認められるか。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

12月号 (519号)

I

【事実】

- 1 Aは、Bとの間で、Aの所有する建物（以下、「本件建物」とする）について、賃料を月額80万円とする賃貸借契約を締結した。Bは、Aの許可を得て本件建物を温浴施設に改造した。
- 2 Bは、2013年8月26日、Aの承諾の下、Cとの間で本件建物について、転賃料を月額380万円、毎月26日に翌月分の転賃料を支払うとする転賃借契約を締結し、Cは本件建物を用いてスーパー銭湯「風呂ざんまい」の経営を始めた。
- 3 Bは2017年5月分以降のAへの賃料の支払いを怠り、同年12月、AはBに、2018年1月31日までに未払賃料を支払うべき旨の催告と、支払いがない場合にはAB間の賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした。他方、Aは、Cに対して以上の事実について何も知らせなかった。
- 4 Bが賃料を支払わないまま、2018年1月31日が経過した。Cは同月26日、Bに対して2月分の転賃料債務を弁済した。
- 5 Aは、2018年2月28日、Cに対して、AB間の賃貸借契約が解除されたことを理由に、本件建物の明渡し及びBの未払賃料相当額の支払いを求める訴えを提起した。

【事実】1から5までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (1) Aの請求が認められるか論じなさい。

II 【事実】1から5までに加えて、以下の【事実】6から7までの経緯があった。

- 6 Cはその後も本件建物で「風呂ざんまい」を経営し、Bに転賃料を支払っていたが、その支払いを2019年12月分以降について拒んだ。
- 7 2022年10月、Cが任意に本件建物の明渡しに応じ、Aはその明渡しを受けた。

【事実】1から7までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (2) BのCに対する2019年12月から2022年10月までの転賃料の支払請求が認められるか論じなさい。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

11月号(518号)

I

【事実】

- 1 甲は、住宅設備機器の販売等を主な事業とするA会社の代表取締役であった。
- 2 令和5年7月5日(以下、日付は同月のものとする)、Aは従業員の大部分を解雇し、取引先等に宛て、7日をもって事業規模を縮小すること、現に存在する契約の履行については迷惑をかけないこと等を記載した通知を、配達日を7日に指定して郵送した。
- 3 7日、Aと取引関係にあるBが、Aの従業員の大部分が解雇されたこと等を知り、Aに赴くと、Aには多くの債権者が集まっていた。甲は、債権者に対して、Aを倒産させるわけではなく、引き続き売掛金の回収や支払等の業務を行いつつ今後の方針を決定する等と説明した。
- 4 8日、BがAに赴くと、前日同様多数の債権者が集まっていた。Bは甲に、BのAに対する債権の弁済の代わりに、Aの有する売掛代金債権をBに譲渡してくれれば、甲の兄が経営する会社をBが援助する旨を記した紙片を、他の債権者に気づかれないように差し出した。当時、総額700万円の売掛代金債権がAの唯一めぼしい資産であった。
- 5 同日の時点で、Aは、Cに1600万円の、Bに弁済期の到来した1200万円の、その他複数の債権者に多額の債務を負っていた。
- 6 甲は、Bの申出を受け入れ、同日、総額700万円の売掛代金債権について、確定日付ある証書による債権譲渡通知を債務者らに郵送し、これらの通知は翌9日に各債務者に届いた。
- 7 31日、Aは手形の不渡りを出した。
- 8 Bは、Aから譲り受けた債権の履行として700万円の金銭の支払を受けていた。
- 9 Aについて私的整理が行われていたところ、AB間の債権譲渡を知ったCはBを相手に、この債権譲渡契約を詐害行為として取り消し、700万円を自らに支払うことを求めて提訴した。

【事実】1から9までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (1) Cの請求は認められるか論じなさい。

II 【事実】5に代えて、【事実】10の経緯があった。10 同日の時点で、Aは、Cに1600万円の、Bに弁済期の到来していない1200万円の、その他複数の債権者に多額の債務を負っていた。

【事実】1から4まで、及び6から10までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (2) Bは、700万円のうちCBの債権額に応じて按分した300万円について請求は認められないと反論している。Cの請求が要件を満たすとき、Bの反論が認められるか論じなさい。
- ※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

10月号 (517号)

【事実】

- 1 Aは医療費の工面のため、唯一の財産である土地甲を兄Bに売ることにした。
- 2 Aは、令和元年8月30日、Bとの間で、代金を580万円とし、そのうち100万円を同日に、残り480万円を令和2年8月31日に支払い、代金の完済と引換えに所有権移転登記をする約定の下で甲の売買契約を締結し、同日Bから100万円を受領した。
- 3 Aは令和2年1月21日に死亡し、Aの子CDE（以下、「Cら」とする）がAを相続した。Aは遺言を遺していなかった。
- 4 Aの遺産についてCらの間で話し合いが行われ、DEは甲の残代金480万円について、BからCDE各人が160万円ずつ受け取ることを主張した。しかし、Cは、「あの一帯は地価が上昇しているから、580円で売るのは安すぎる」等として強く反対した。
- 5 甲の残代金債務の支払いも所有権移転登記も行われないうちままでいたところ、令和4年8月、BはCらに対して、「残代金として1人あたり160万円ずつ支払うから甲の所有権移転登記手続きに必要な委任状、印鑑証明書等を送付してほしい」と催告した。
- 6 DEはBの催告に応じ、各書類を送付したが、Cは催告に応じなかった。
- 7 Cらの間に甲に関する紛争があることを知ったBは、Cらが甥・姪であったため、Cらに対して所有権移転登記を強く求めないままでいた。

【事実】1から7までの下で、売買代金の受領を望むDEはCを被告として、債権者代位権（423条1項）により、Bに対する代金債権を被保全債権としてBに代位し、CがBから160万円の支払いを受けるのと引換えに、Bに対してAB間の売買を原因とする甲の所有権移転登記手続きをすることを請求した。この請求が認められるか論じなさい。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

9月号 (516号)

I

【事実】

- 1 A は、祖父母の代から旅館「甲」を営む家の一人息子である。甲の庭は、庭石の形と配置が植栽等と調和し、評判が高く、多くの宿泊客が庭の鑑賞を目的としていた。
- 2 甲の庭は、A の祖父が造園業を営む従弟の B に造らせたものであった。庭石はいずれも地中に埋め込まれておらず、小型の重機で容易に移動できた。
- 3 平成 29 年 4 月、A の父親と母親が相次いで死亡し、A が甲の土地建物等の財産を相続した。
- 4 令和元年 7 月、A は事業資金のため金融機関 C から融資を受けた。その際、C の A に対する貸金債権を担保するため、AC 間で甲の建物及び庭を含むその敷地に抵当権を設定し、抵当権設定登記もなされた。
- 5 令和 2 年 8 月、A は石灯籠を甲の庭に置いた。
- 6 弁済期である令和 5 年 6 月 5 日、A は C に貸金債務を弁済できなかった。
- 7 同月 7 日、A は甲の庭にあった庭石と石灯籠（以下、それぞれ「乙」、「丙」とする）を、C に無断で D に売却して引き渡し、D は乙丙を自分の資材置場へ搬出した。D は B の孫であり、造園業を継いで甲の庭の造園に永年携わり、甲の経営についても度々 A から相談を受けていた。

【事実】 1 から 7 までを前提に、次の問いに答えなさい。

- (1) C が D に対して、抵当権に基づいて乙丙を甲の庭に戻すことを求めて訴えを提起した。C の請求は認められるか。

II 【事実】 1 から 7 までに加えて、以下の【事実】 8 の経緯があった。

- 8 D は甲の庭から搬出した乙丙を、隣町の造園業者 E に転売して引き渡した。

【事実】 1 から 8 までを前提に、次の問いに答えなさい。

- (2) C が E に対して、乙丙を甲の庭に戻すことを求めて訴えを提起した。C の請求は認められるか。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

8月号 (515号)

I

【事実】

- 1 妻に先立たれたAは、その子BCDと生計を別にしていた。BDは、Aから特別な経済的援助を受けたことはないが、Cは、婚姻の際にAから相当程度の経済的援助を受けていた。
- 2 令和3年3月1日にAが死亡した。Aの遺産には建物甲とその敷地乙が含まれ、Aは遺言を遺していなかった。
- 3 BCDはAの遺産を相続したが、遺産分割をしないままだった。
- 4 令和5年5月、Bが甲乙の自らの持分(1/3)をEに譲渡した。

【事実】1から4を前提に、次の問いに答えなさい。

(1) 令和5年6月、EがCDに、甲乙をEの単独所有とし、CDの持分の価値に相当する金銭をEがCDに支払う形で甲乙を分割することを求め、共有物分割訴訟を提起した。CDは、甲乙はAの遺産に属し、BCD間で遺産分割協議も遺産分割の審判も成立していないから、共有物分割訴訟での分割は認められないと反論している。Eの請求が認められるか否かについて、CDの反論の是非にも言及しつつ論じなさい。

II 【事実】4に代えて、以下の【事実】5から9までの経緯があった。

- 5 甲は、従前の賃借人が令和3年3月に賃貸借契約を解約したため、以後空き家になっていた。
- 6 CDは、甲を誰かに賃貸することを望んでいたが、Bは甲の賃貸に反対していた。
- 7 令和5年5月、CDは、Bに無断で、Fとの間で期間を2年、賃料を月額9万円(周辺の住宅の賃料額と比較して適正額であった)とする甲の賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」とする)を締結した。
- 8 本件賃貸借契約締結の際、Fは、甲がBCDの共有であり、Fへの賃貸についてBの同意がないことを知っていたが、CDが「Bにはうまく言うておく」と言うため、Bの同意も得られるものと考えていた。
- 9 令和5年9月現在、Fが甲に居住している。

【事実】1から3まで、及び5から9までを前提に、次の問いに答えなさい。

(2) BがFに、Fが無権限で甲を占有していることを理由に、甲の5か月分の賃料相当額について不当利得返還請求をしたところ、Fは、CDと甲の賃貸借契約を締結し、CDに賃料を支払ったことを理由にBの請求を拒んでいる。Bの請求が認められるか否かについて、Fの反論の是非にも言及しつつ論じなさい。

※事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

7月号 (514号)

I

【事実】

- 1 2019年8月3日の朝,Aが東京都調布市にある自宅のベランダの窓を開け放っていると,1羽のワカケホンセイインコ(以下,「甲」とする)が家の中に飛び込んできた。
- 2 当時,Aの自宅の所在地を含む関東地方の一部においてワカケホンセイインコが野生化して繁殖し,社会問題化していたが,甲がとても人懐こいため,Aは甲を飼うことにした。
- 3 2022年8月23日,Aの外出中にBがA宅に来て,Aの妻Cに対し,「甲は自分が飼っていた鳥であり,2年前に自宅から逃げ出したものだ。その証拠に,甲はツヤのある毛並みをしているが,これは自分が飼っていた鳥の特徴と一致する」として,甲の返還を求めた。Cは,Aが帰宅するまで待つてほしいと申し入れたが,Bはこれを聞き入れず,甲を無理やり持ち帰った。
- 4 帰宅後にCから話を聞いたAは,Bの鳥が逃げ出した時期から,甲はBの飼っていた鳥ではないと考え,Bに甲の返還を求めたが,Bは応じなかった。
- 5 その後,甲の足に古い骨折の治療痕が見つかったほか,翼の一部に腫瘍を切除した古い傷痕が見つかった。これらの治療痕から,甲は,Aが飼い始める前に誰かに飼育されていたことが明らかになった。

【事実】1から5までを前提に,次の問いに答えなさい。

- (1) AのBに対する甲の返還請求の根拠として考えられるものは何か,論じなさい。

II 【事実】1および2に代えて,以下の【事実】6および7の経緯があった。

- 6 2019年8月3日の朝,Aが北海道小樽市にある自宅のベランダの窓を開け放っていると,1羽の九官鳥(以下,「甲」とする)が家の中に飛び込んできた。
- 7 甲がとても人懐こいため,Aは甲を飼うことにした。

【事実】3から7までを前提に,次の問いに答えなさい。

- (2) AのBに対する甲の返還請求の根拠として考えられるものは何か,論じなさい。

※ 事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

6月号 (513号)

I

【事実】

- 1 Cは、Aとその内縁の配偶者Bとの間の子である。
- 2 2018年8月、CはDから4000万円を借りた。しかし、Cが弁済期になっても弁済しなかったため、2019年10月、C・D間でこの貸金債権について執行認諾文言の記載のある公正証書（民執22条5号参照。以下、「本件執行証書」とする）を作成した。
- 3 2020年7月、Aは、「私の所有する不動産をすべてBに遺贈します」という内容の自筆証書遺言を作成した。
- 4 2022年8月、Aは死亡した。Aの遺産は、A・Bが居住していた自宅とその敷地（以下、「本件不動産」とする）の他、500万円の預金債権であった。
- 5 同年10月、Dは、Cに対する債権を被保全債権として、本件不動産について裁判所から仮差押命令を得た。
- 6 5の仮差押命令の執行として、DがCに代位して本件不動産につきCを権利者とする相続登記をし、その上でDが本件不動産に対して仮差押登記を経由した。
- 7 2023年2月、Dは、本件執行証書について競売開始決定を裁判所に申し立て、同決定がなされ、本件不動産について差押登記がなされた。

【事実】1から7までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (1) BのDに対する、強制執行の不許を求める第三者異議の訴え（民執38条参照）は認められるか。

II 【事実】1, 3, 6および7に代えて、以下の【事実】8から11までの経緯があった。

- 8 Cは、Aとその法律上の配偶者Bとの間の子である。
- 9 2020年7月、Aは、「私の所有する不動産をすべてBに相続させます」という内容の自筆証書遺言を作成した。
- 10 5の仮差押命令の執行として、DがCに代位して本件不動産につき相続登記（持分はB・C各2分の1）をし、その上でDが本件不動産のCの持分に対して仮差押登記を経由した。
- 11 2023年2月、Dは、本件執行証書について競売開始決定を裁判所に申し立て、同決定がなされ、本件不動産についてCの持分に差押登記がなされた。

【事実】2, 4, 5および8から11までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (2) BのDに対する、強制執行の不許を求める第三者異議の訴えは認められるか。

※ 事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

5月号 (512号)

【事実】

1 A は、飲食店経営のため、S 市にある土地に建つテナントビルの一部である店舗について、土地及びビルの所有者 B との間で期間を 2 年とする建物賃貸借契約を締結した。A は、その後、同所で飲食店 α を開店した。

2 A は、料理の配達のため自動車（以下、「甲」とする）を利用しており、B に無断で、ビルの敷地内にある駐車場（以下、「本件駐車場」とする）の一角に甲を停めていた。甲には「α」とペイントされていたが、甲の所有者は C であった。

3 A の知人であり、S 市に本社のある会社に勤める C は、勤務先から N 市の営業所への転勤を命じられた。N 市の社宅には駐車場がなく、C が N 市から本社に戻ってくる頃には甲の車検が切れていることも考えられたため、C は甲を手放すことも考えていた。そのことを知った A が C に、車の維持費用を負担するのと引き換えに甲を貸してほしいと頼み、C はこれを承諾して A に甲を貸していた。

4 B から本件駐車場を含む土地及びビルを譲り受けて新たに店舗の貸主となった D が、A に、本件駐車場の明渡しを求め、A・D 間でトラブルとなった。そのため、A・D は、賃貸借契約を合意解除し、A は店舗を明け渡した。

5 A の退去後も、本件駐車場には甲が放置されている。

【事実】1 から 5 までの下で、D が C に、C が費用を負担して甲を撤去し、本件駐車場を明け渡すことを求めた。これに対して、C は、以下の反論をして D の請求を拒んでいる。D の請求は認められるか、C の反論の是非にも言及しつつ論じなさい。

(1) C が、D の方こそ甲を C の下へ戻すように求めている場合。

(2) C が、甲の所有権の放棄を主張している場合。

※ 事実の関係図をウェブサポートにアップしています。

4月号 (511号)

【事実】

- 1 金融業を営むBは、顧客に貸し付ける資金を調達するため、1年後を弁済期としてAから1200万円を利息付きで借り受けた。これより先に、Bは、内縁の妻Cから400万円を無利息で借り受けていたほか、複数の債権者に対して債務を負っていた。
- 2 Bは、Aに対する債務について、弁済期に200万円しか弁済できず、その後Aから弁済を求められても、毎月、遅延利息しか支払えず、元本を弁済することができなかった。
- 3 Aの貸付けから7年後、Bの負債は総額約2億円に達していた。このころ、Bは、所有する土地建物（以下、「本件不動産」という。市場価格1300万円）をCに代物弁済し（以下、「本件代物弁済」という）、BからCへ所有権移転登記をしていた。
- 4 本件代物弁済が行われた当時、Bには本件不動産以外、見るべき資産はなかった。なお、Cが本件代物弁済を受けた当時、Cは、Bが他に多額の債務を負っていることを知っていた。
- 5 本件代物弁済の2か月後、Bが死亡し、その直後にAは本件代物弁済のことを知った。
- 6 Aは、本件代物弁済を知った後間もなく、Cに対し、本件代物弁済は過大な代物弁済であると主張して債権者取消しの訴えを提起し、本件不動産の価値1300万円のうちCの債権額400万円を超える部分である900万円を支払うことを求めた。

【事実】1から6までの下で、Cは、A・B間の貸金債権は時効により消滅していると主張して、Aの訴えの棄却を求めている。Cの主張は認められるか。